

〈つくば〉年金定期預金

商品名	〈つくば〉年金定期預金
販売対象	次のいずれかに該当する個人のお客さま ①当行において公的年金(厚生年金、国民年金)を受給している方 ②当行において新たに公的年金を受給開始した方 ③制度上公的年金の受給資格を持たない 65 歳以上の在日外国人の方
預金種類	自由金利型定期預金 (「スーパー定期」「スーパー定期 300」) ※自動継続のみ
期間	1 年
預入	預入原資は、現金(小切手)、振込み、ATM での入金等により当行に新たに預け入れされた資金とさせていただきます。
預入金額 預入単位	100 万円以上 1,000 万円以内 1 円単位
利息 適用金利	・ 1 年もの お預入れ日の店頭表示金利 + 年 0.15% ※上乗せ金利は、当初預入期間のみ適用。自動継続後は、満期日当日の 1 年ものの店頭表示金利が適用されます。
利払頻度 計算方法	・ 満期日以後に支払います。
利子課税	・ 預入日から満期日の前日までの日数および記載の利率によって 1 年を 365 日として日割計算し満期日に支払います。 ・ 分離課税(国税 15%、地方税 5%)※ ※復興特別所得税が付加されることにより、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの 25 年間、20.315%の源泉分離課税(国税 15.315%、地方税 5%)となります。
手数料	———
中途解約時の取扱い ・ 経過期間 6 ヶ月未満の場合、解約日における普通預金の利率が適用される。 ・ 経過期間 6 ヶ月以上 1 年未満の場合、次の A、B のうちいずれか低い利率が適用される A 当初約定利率 × 50% B 預入日における、中途解約までの預入期間に該当する利率の 90% ただし、預入日における普通預金利率を下回る場合は、預入日における普通預金の利率によって計算する。	
その他参考となる資料	・ 金利についてはホームページまたは窓口でお問合わせください。 ・ この預金は、預金保険制度の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ・ 預金規定等にもとづき、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、お客さまからのお申し入れにより、お客さまのお借入れと相殺ができます。

商品内容に関するお問い合わせ等につきましては、最寄の営業店へご相談ください。

なお、全国銀行協会の「全国銀行協会相談室」では、銀行に関するさまざまなご相談やご照会、ご意見・苦情を受付けております。また、銀行とのトラブルがなかなか解決しないお客さまは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。詳しくは、「全国銀行協会相談室」にお尋ねください。

「全国銀行協会相談室」

〒100-8216 東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 1 号 銀行会館

一般電話から 0570-017109 携帯電話から 03-5252-3772

受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）受付時間：午前 9 時～午後 5 時



筑波銀行